

令和7年度から始まる多子世帯の授業料等無償化について

2025/3/4時点の情報に基づいて作成しています

多子世帯とは、生計維持者（原則、申請者の父母）のそれぞれが税法上の扶養親族としている人を合算して**3名以上**であることが条件です。ただし、以下の人は扶養親族であっても対象外となります。

- ・ 配偶者
- ・ 尊属の人（申請者の祖父母）
- ・ 生計維持者よりも年長の人（申請者の父母より年上の伯父・伯母等）

つまり...基本的には、申請者の父母が扶養する『子ども』が3人以上いる世帯です！

扶養する『子ども』の数は、原則として申請時点で確定している直近の年末時点における税情報で、JASSOが確認します。

（2025年春の在学採用では2023年12月31日時点の情報で確認されます！）

具体例は次ページを参照してください

扶養する子供が3人以上の世帯が対象



※○が多子世帯の支援対象

- ・ 3人以上を同時に扶養(経済的に支援)している間は、第1子から支援対象
- ・ 第1子が就職するなど、扶養から外れた場合は支援対象外

税情報(マイナンバー)で扶養する子供の数を確認



- ・ 学生と生計維持者のマイナンバーを通じて、世帯で扶養する子供の数の情報を確認
- ・ 子供の数の情報は、毎年12月31日時点の情報が基準

※「高等教育の修学支援新制度」に採用後は、毎年10月に、前年の12月31日時点の情報を確認し、「多子世帯」に該当するかどうか確認されます。

注意事項

- * 2025年春の在学採用の場合、2023年12月31日時点で3人以上の『子ども』が同時に扶養されている必要があります。
3人きょうだいであっても2023年12月31日時点で1人が扶養を外れている場合は多子世帯にはなりません。
- * 申請日時点で扶養を外れていても、2023年12月31日時点で扶養されていれば『子ども』の数に含まれます。
- * 申込者本人が扶養されていない場合は支援対象になりません。
- * 2023年12月31日以降（2024年1月1日～）に出生した生計維持者の実子は、出生届や母子手帳などの証明書類と合わせて申請することにより『子ども』の数に加えることが可能な場合があります。
- * 大学院生は現行の給付奨学金制度と同様、対象にはなりませんが、引き続き扶養される場合、『子ども』の数には含まれます。
- * 留年した場合、本人の支援は打ち切りとなりますが、引き続き扶養される場合、『子ども』の数には含まれます。

多子世帯の認定に関する具体例

